

取引先各位

公益財団法人

さいたま市公園緑地協会理事長

適格請求書発行事業者登録番号の通知及び方針について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、下記のとおり当協会の適格請求書発行事業者登録番号を通知するとともに、当協会の方針をお知らせ致します。

記

- 1 当協会「適格請求書発行事業者登録番号」 T3030005003315
- 2 当協会方針 適格請求書発行事業者とのみ取引させていただきます。

問合せ先

電話 048-836-5678

FAX 048-836-5200

※「問合せフォーム」をご利用ください。

